

長野保健医療大学機関リポジトリ運用指針

(目的及び定義)

第1条 この指針は、長野保健医療大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という）の運用に関し、必要事項を定めることを目的とする。

- 2 この指針において「リポジトリ」とは、本学の研究・教育活動において作成された成果（以下「成果物」という）を電子的に蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の教育・研究の発展に資するとともに、広く社会に貢献することを目指すシステムをいう。

(管理及び運営)

第2条 リポジトリの管理及び運営は、附属図書館において行なう。

(登録者)

第3条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という）は、本学専任教員・本学元専任教員、前者を構成員に含む団体、その他図書館運営会議で適当と認められた者とする。

(登録対象物)

第4条 リポジトリに登録できる成果物は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 学術雑誌や学会誌に掲載された論文、紀要掲載論文、学会や学術会議等での発表資料、学位論文、その他図書館運営会議で適当と認められたもの
- (2) 登録者が本学在籍中に作成した成果物で、登録を申請したもの
- (3) 法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないもの
- (4) ネットワークを通じて配信できるもの

(登録手続き)

第5条 登録を希望する者は2項に掲げる登録条件を承諾したうえで、登録申請書（別紙1）を図書館長に提出する。

- 2 図書館長は、登録する成果物を以下のとおり取り扱うことができる。

- (1) 当該研究・教育成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバーに格納する
- (2) ネットワークを通じて、複製物を不特定多数に無償で公開する
- (3) 保存及び利用可能性維持のための複製、または媒体変換等をする

- 3 成果物の著作権が複数の者に帰属する場合は、予め全員から2項の同意を得る。

- 4 公開が前提の紀要類に掲載された成果物は、登録申請書の提出を省略できる。

- 5 公開が義務化（平成25年4月1日付け学位規則の一部改正）された博士学位論文については、登録申請書の提出を不要とする。

(登録の削除及び却下)

第6条 登録された成果物は、次に掲げる場合に削除することができる。

- (1) 登録者が理由を付して削除申請を行い、図書館運営会議で認められた場合
- (2) 法令違反や盗用・剽窃によることが明らかな場合
- (3) 内容が著しく不相当である等の理由で、図書館運営会議が削除を求めた場合

- 2 登録を削除、却下された者は、図書館長に文書で理由を示すよう請求できる。

(著作権)

第7条 登録された成果物の著作権は、登録後も原著作権者に帰属する。

(免責事項)

第8条 登録された成果物を利用することで生じた登録者及び著作権者の損害について、本学は一切責任を負わない。

第9条 この指針に定めるもののほか、必要事項は図書館運営会議で協議する。

附則

この規定は、平成28年 11月 1日から施行する。